令和３年度
兵庫教育大学附属小学校いじめ防止基本方針

兵庫教育大学附属小学校

はじめに

本校は,「人間として生きぬく力」を教育目標に掲げ,「確かな学力・豊かな心・たくましい体」と知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を目指している。

そのためには学びの場となる学校が，すべての児童にとって安心して，充実した学校生活を送れる場になるよう，いじめのない学校づくりを推進する必要がある。そこで,「いじめ防止基本方針」を定め,日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努め，いじめの早期発見・早期対応による適切かつ迅速な解決を図る。

１　いじめとは

いじめ防止対策推進法によって次のように定義されている。

> 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　教職員の基本的な姿勢

本校では,「学校生活アンケート」として，毎学期いじめに関する実態調査をしている。その調査結果によると，時には継続的でないにしても「いやなことをされる」「いやなことをされるのを見たことがある」等というような回答が見られたことがある。よって，全ての児童の中に「人をいじめない」「いじめを許さない」という強い気持ちを育てていく必要がある。そこで，兵庫県が定めている「いじめ防止基本方針」にしたがい、いじめについて全ての教職員が次のような基本認識をもち日々取り組んでいくことにしている。

> ①いじめはどの子どもにでもどの学校でも起こり得るものである。
> ②いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。
> ③いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
> ④嫌がらせやいじわる等，多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
> ⑤暴力を伴わないいじめであっても，繰り返されたり，集中的に行われたりすることにより生命，身体に重大な危険が生じる。
> ⑥いじめは，その態様により暴力，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。
> ⑦いじめでは，加害・被害の二者関係だけでなく，いじめを助長する観衆，いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

３　いじめ防止等に向けての取り組み

文部科学省では、未然防止のために、次のことが必要であるとしている。

> 未然防止の基本となるのは，児童が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをすることである。

つまり、安心・安全に学校生活を送ることのできる授業づくりや集団づくりが必要なのである。そこで、本校では、次の４つの取り組みを中心にいじめ防止・早期発見に努める。

（１）深い児童理解に基づいた学級・学年・学校づくり

〇ひとりひとりの児童の表情や言動に注意を払い，声をかける。（例：日記、連絡帳などを活用する）
〇定期的に生徒指導部会を開催し、児童の共通理解をするとともに、指導の方向性を決め、全教員で指導できるようにする。
〇懇談等で、子どもの成長に向けて連携を図る。

（２）定期的な「学校生活アンケート」による実態把握

〇学期に１回アンケートを行い，児童の実態を把握すると共に，アンケートをもとに必要に応じて児童と個人面談を行い，一人一人に対応した指導を行う。
〇アンケートの結果は，担任が集計し，生徒指導部で分析を行う。
〇対処事案が発覚した場合は、早急に「いじめ対応チーム」による緊急会議を行い，指導の方針を決め，解決に向かう。

（３）自己決定・自己有用感・自己肯定感を育む授業づくり・環境づくり

〇児童が、すべての教育活動の場で自己決定する場を設定する。
〇児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる交流の場を意図的に設定する。
〇児童の考えや意見が表出された板書や教室環境づくりに努める。

（４）道徳教育・人権教育の充実

〇人権週間（毎年１２月４日～１０日）を設定し、人権に関わる教材を用いて授業を行う。
〇情報活用や情報モラルに関する研修や講演会を実施する。
〇デジタルデバイス（iPad など）の正しい使い方や有効な活用方法を考え、児童の学びや成長に生かす。

４　いじめに対する措置

文部科学省では、いじめを発見した場合は、次のように対応するとしている。

発見・通報を受けた場合には，特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

これを踏まえ、以下にいじめ発生時の対応の主な流れを示す。また、いじめが発覚した場合は，図１，図２に示すように，情報を共有し，組織的に動き，全職員で指導に向かう。

（１）いじめ対応チームの組織

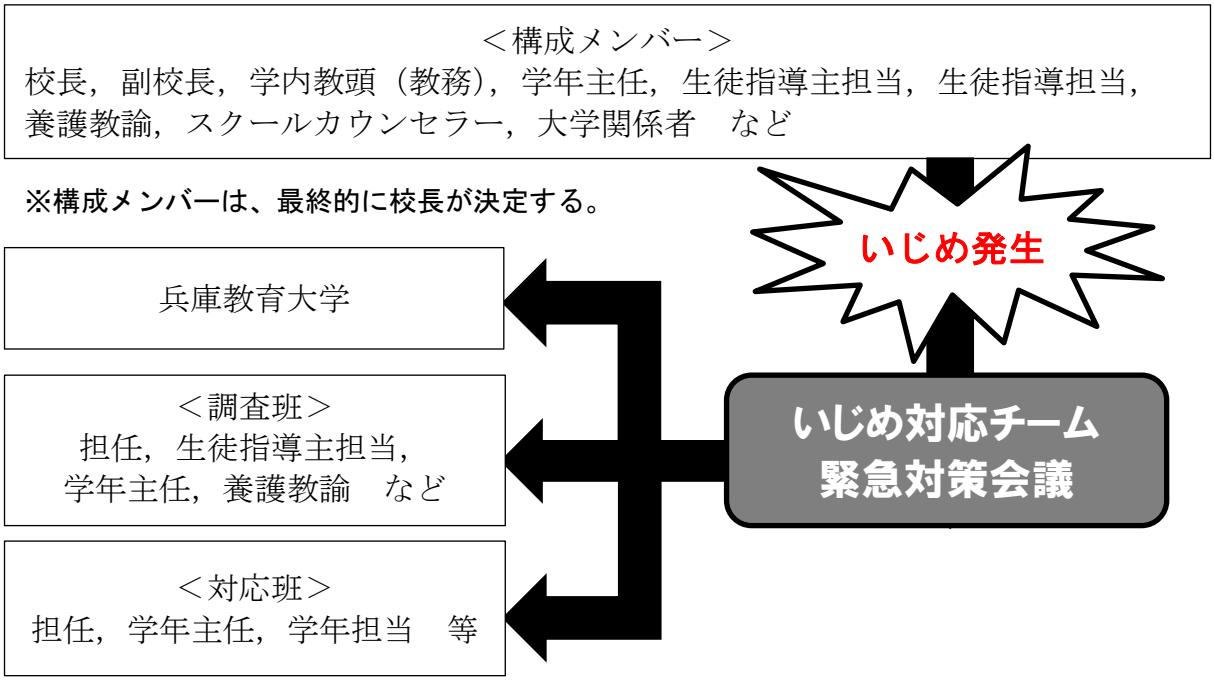

図１　いじめ対応チームの組織

（２）対応の流れについて

基本的な対応の流れを示す。

・いじめが発覚
・学年主任・生徒指導主任と情報を共有する。
・学内教頭（教務）に連絡する。
・校長が，事実の状況によりメンバーの決定をし，いじめ対応チーム（図１）を招集する。
・いじめ対応チームで対応を決定する。
・調査班で関係児童から事情を聞き取り，事実確認を行う。
・事実に基づき，指導の方針を決定する。
・被害児童の自尊感情を高める声かけ，被害児童に寄り添う体制作りを行う。
・事実関係を関係保護者に正確に伝え，今後の指導方針，相談体制，家庭での対応の仕方等について共通理解を深め，連携を図る。
・加害児童には，自分の行動がどれだけ相手を傷つけたか，いじめられる側の気持ちに気付かせ，２度といじめを行わない気持ちを育む指導を行うと共に，心の安定を図る支援を行う。
・関係児童だけの問題ではなく，学校・学年・学級での問題であり，傍観者ではなく，当事者として捉えるよう指導する。いじめ許されない行為であって根絶しようという態度を指導する。
・関係児童及び保護者には，適時，その後の経過や指導した内容，相談等を伝え学校・家庭と連携し継続した支援を行う。
・いじめが解決したあとも継続して十分な注意を払い，指導及び経過観察を行う。

※事実関係・指導方針・経過等，随時大学へ報告・連絡・相談する
※状況に応じて，加東警察署・少年サポートセンター（東播磨）等関係機関と連携して解決に当たる。

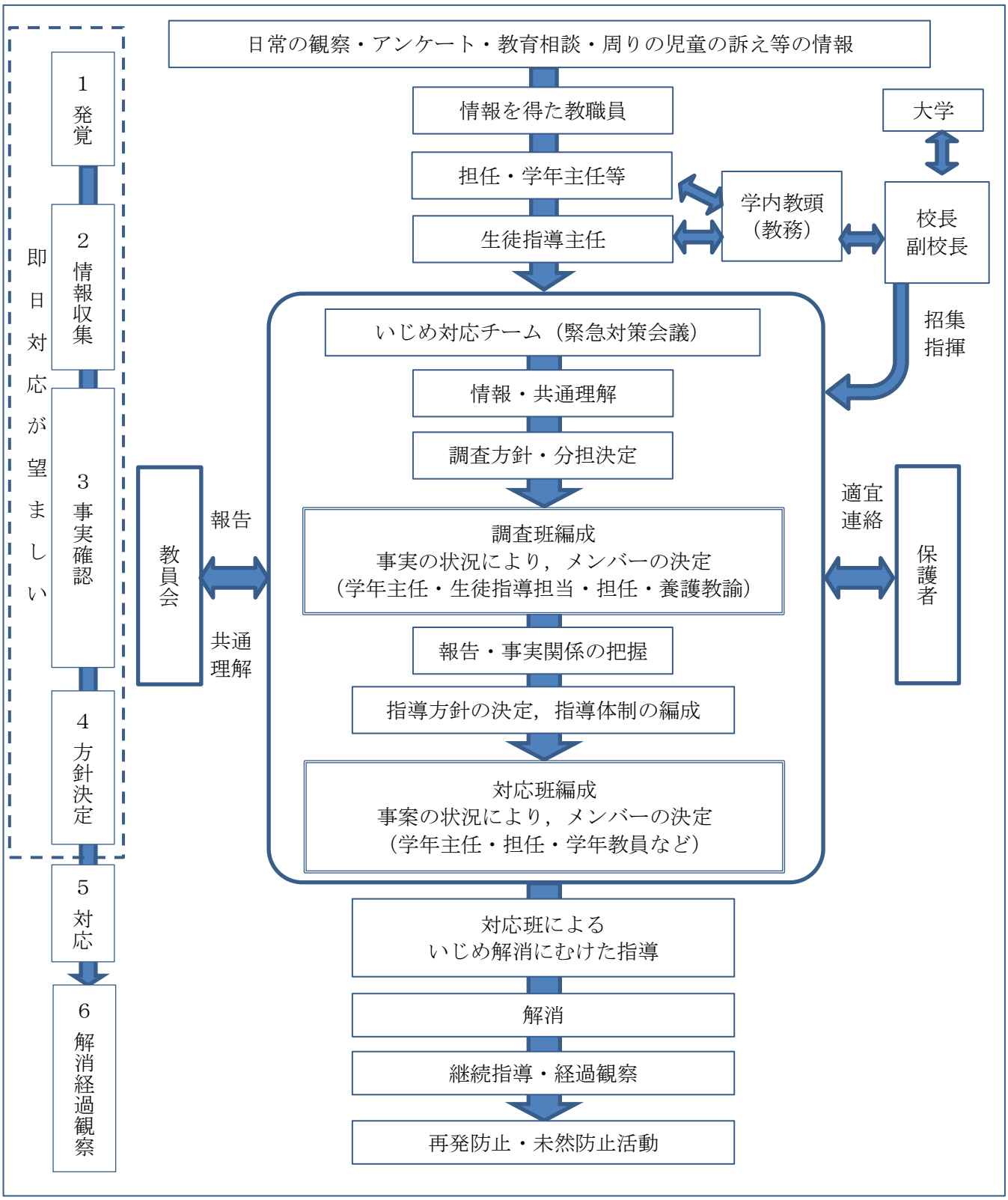
日常の観察・アンケート・教育相談・周りの児童の訴え等の情報
1 発覚
2 情報収集
3 事実確認
4 方針決定
即日対応が望ましい
5 対応
6 解消経過観察
情報を得た教職員
担任・学年主任等
生徒指導主任
学内教頭（教務）
大学
校長 副校長
招集 指揮
いじめ対応チーム（緊急対策会議）
情報・共通理解
調査方針・分担決定
調査班編成
事実の状況により，メンバーの決定
（学年主任・生徒指導担当・担任・養護教諭）
報告・事実関係の把握
指導方針の決定，指導体制の編成
対応班編成
事案の状況により，メンバーの決定
（学年主任・担任・学年教員など）
教員会
報告
共通理解
適宜連絡
保護者
対応班による
いじめ解消にむけた指導
解消
継続指導・経過観察
再発防止・未然防止活動

図２　いじめ対応の流れ